

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和6年10月25日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和6年10月25日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

可児中恵土複合店舗
可児市中恵土2371-61 外5筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 濱野 敬一
東京都港区芝浦一丁目2番3号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三井住友トラスト・パナソニックファイナ ンス株式会社 代表取締役 西野 敏哉 東京都港区芝浦一丁目2番3号	三井住友トラスト・パナソニックファイ ナンス株式会社 代表取締役 濱野 敬一 東京都港区芝浦一丁目2番3号

4 届出年月日

令和6年10月16日